平成２８年７月２０日

保護者各位

福島県立塙工業高等学校長

夏季休業中の過ごし方について

　盛夏の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、いよいよ夏休みになります。学校からの解放感から深夜徘徊や不良行為などの問題行動や交通事故が生じやすくなることが予想されます。未然に防止し、充実した期間となるよう保護者の皆様のご協力をお願い致します。下記の内容について学校でも十分に指導をしますが、ご家庭でもご指導くださいますように重ねてお願い致します。

記

１　夏季休業期間

平成２８年７月２１日（木）～８月２３日（火）３４日間

２　生活面について

（１）休み期間中は学校生活から離れ、毎日の生活は他から規制されることが少なくなる　　ため、学校生活以上に自主性が望まれます。日課表を作成して生活するなど、規則正　　しい生活習慣の確立を期待します。

（２）この休み期間を利用し、学力の向上・基本的生活習慣の確立・心身の鍛練など、積

　　極的な計画を立て実行できるよう期待します。

３　家庭生活について

1. 外出する際は行き先と帰宅時間をはっきりと告げさせ、夜９時までには帰宅させて

ください。尚、**友人宅等への外泊は禁止**となっています。また、**夜10時から朝５時ま**

**では外出させない**でください。（**福島県青少年健全育成条例**で規制されています）

1. パチンコ店、居酒屋やスナック等、酒類を提供する店へは家族同伴でも出入りさせ

ないでください。

1. 休み中であっても、端正で清潔な服装･頭髪と、感じの良い言葉遣い･態度を心掛け

させてください。２学期の始業式、服装・頭髪等に問題があった場合、帰宅して改善してから登校してもらうこともあります。

1. 不良行為（喫煙･飲酒･暴力･不健全な異性交遊）や不法侵入、薬物乱用、万引き･窃

盗などが決してないよう交友関係には特に注意を払ってください。

1. 子ども部屋が友人たちのたまり場になることで、問題行動（喫煙や飲酒等）が誘発

されます。子ども部屋や子どもの行動に目を配り、些細なことも見過ごさないように

してください。

1. 声かけ事案やわいせつ・痴漢等の被害が懸念されるため、暗くなってから１人での

外出はさせないでください。また、危険や異変を感じたらすぐ警察に通報するように　　してください。

４　旅行・登山・キャンプ等について

　 旅行･登山･キャンプ･集会･行事参加等は、事前に計画内容を学校に提出して指導を受け、許可証を交付されてから実施させてください。学割の発行は、旅行等承認願を添えて事務室の担当者に申し出て、所定の手続きをさせてください。

５　ケータイ・スマホ関連の問題について

1. フェイスブック、ツイッター、ＬＩＮＥ（ライン）等を利用した誹謗・中傷の書き

込み、脅迫・暴行、犯罪や覚せい剤等の違法な物品の販売等が発生しています。場合

によっては加害者になるため、安易な行動から非行・事故に発展することのないよう　注意してください。

1. 使用状況や使用料金の把握をしてください。また、携帯会社のフィルタリングサー

ビスを活用し、親子でルールやマナーを決めてから使用させてください。

６　アルバイトについて

　 アルバイト承認願いを提出し、学校から許可証交付を受けなければアルバイトをして

はならない事になっております。基本的に、学校ではアルバイトを奨めておりませんが、経済的な理由等でどうしてもアルバイトをしなければならない場合には担任に相談してください。

（１）アルバイトを認める条件

　 ①保護者が承諾し、責任を持って行わせるものであること。

　 ②就業は夜８時以降にならないこと。（夜９時には帰宅していること）

　 ③成績不振の科目（赤点）がないこと。

　 ④アルバイト先の事務所から受け入れ承諾があること。

（２）風紀上好ましくない場所、夜間の作業･危険な作業、事故に対する保証が明確でない

仕事のアルバイトは禁止です。（労働基準法や風俗営業法）

７　水難事故の防止について

（１）水難事故発生の危険のある場所での遊泳は禁止です。

（２）生徒だけで海や河川に行くことは、絶対にさせないでください。

８　交通事故・違反防止について

　昨年度、道路交通法が改正され自転車運転者講習制度が施行されています。３年以内に「危険行為」を２回以上繰り返した者（対象年齢は１４歳以上）に対して、公安委員会から講習の受講を命じられます。例えば、二人乗り、並進、傘さし運転、スマホ操作やイヤホンをしながらの走行をした場合などが「危険行為」とみなされます。講習時間は３時間、講習受講料は5,700円です。ご家庭においても、十分にご指導ください。

|  |
| --- |
| **『４＋１ない運動』**  **高校生は**  **①免許を取らない**  **②車・バイクを持たない**  **③運転しない**  **④乗せてもらわない**  **保護者は**  **①子どもの要求に負けない**  **「福島県自転車安全利用五則」**  **①自転車は、車道が原則、歩道は例外**  **②車道は左側を通行**  **③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行**  **④安全ルール・マナーを守る**  **※二人乗り・並進の禁止**  **夜間はライトを点灯・反射材着装**  **交差点での信号遵守と一時停止・安全確認**  **運転中の携帯電話・ヘッドホン使用禁止**  **傘さし運転の禁止**  **⑤ヘルメット着用に努める** |